

GI 制度に関するこれまでの経緯

平成 26 年 6 月 25 日	特定農林水産物等の名称の保護に関する法律の公布。地理的表示保護制度 (GI)
平成 27 年 6 月 1 日	八丁味噌協同組合 (岡崎の 2 社含む) は申請受付開始とともに申請 (抽選で 8 番目) 申請から公示まで約 1 年 8 ヶ月の間に 4 回補正する
平成 28 年 3 月 16 日	農水省の担当課長より 生産地を岡崎市八帖町から愛知県に拡大するように要請 がある。なぜ要請されるのか不思議であった。
平成 29 年 1 月 13 日	農水省の担当課長から電話で「 登録を目指すのであれば、生産地を「愛知県」に拡大する方向で再検討 をしてほしい。」と言われる。
平成 29 年 2 月 13 日	公示 (申請から約 1 年 8 ヶ月)
平成 29 年 3 月 1 日	農水省を訪問。「 今のままでは登録は困難。 」生産地を広げるように再考を要求される。
平成 29 年 6 月 14 日	登録は困難、拒絶の可能性が高く仕切り直しの為やむなく申請を取り下げる
平成 29 年 6 月 15 日	愛知県の他の組合の申請が公示される (八丁味噌協同組合が取り下げるとすぐに公示される。公示まで 1 年 8 ヶ月かかった八丁味噌協同組合に比べてとてつもなく速い)
八丁味噌協同組合、岡崎市役所、岡崎市商工会議所の 3 者はそれぞれ愛知県の他の組合の申請は 拒絶されるべきと意見書を提出。	
平成 29 年 12 月 12 日	愛知県の他の組合の申請が学識経験者委員会にかけられる
平成 29 年 12 月 15 日	愛知県の他の組合の申請が登録 (農水省の HP で確認し、知る。)
平成 29 年 12 月 15 日	農水省が日 EU・EPA の概要を発表 (日・EU が相互に守る知的財産のリストに「八丁味噌」が含まれていることを確認)
平成 29 年 12 月 18 日	農水省の担当課長より代理人の弁理士へ岡崎も登録するから説明したいと連絡が入る
平成 29 年 12 月 25 日	農水省にて説明を受ける
農水省の説明	<ol style="list-style-type: none"> 1.学識経験者委員会及び農水省も八丁味噌のオリジナルは岡崎であるという見解は一致している 2.八丁味噌の名称が他で使われないように守った。拡散を防ぐために政策的判断もあった。 3.登録した八丁味噌の基準はミニマム基準 (熟成は 3 ヶ月あればいい。加温してもいい) 4.岡崎 2 社の製法も同一範囲内と判断した 5.岡崎 2 社も速やかに (同じ枠内で) 追加申請してください。申請すれば登録する。
平成 30 年 1 月 26 日	八丁味噌「本場」外れる などの見出しで新聞各紙が報道
平成 30 年 3 月 14 日	八丁味噌協同組合は農林水産省へ不服審査請求を提出。
平成 30 年 3 月 21 日	岡崎市議会が利害関係者の合意形成の「指導、調整を政府に強く要望する」との意見書採択。3 月 26 日、岡崎市長と岡崎市議会議長が農水副大臣に意見書を手渡す。
平成 30 年 3 月 26 日	岡崎市長と岡崎市議会議長が農水副大臣に意見書を手渡す。
平成 30 年 5 月 29 日	岡崎の伝統を未来につなぐ会 (発起人: 愛知産業大学学長) が地理的表示保護制度(GI)における『八丁味噌』の登録見直しに関する要望の署名活動開始
平成 30 年 5 月 14 日	農水省から弁明書
平成 30 年 6 月 11 日	農水省へ反論書を提出
平成 30 年 6 月 12 日	農林水産省が登録した愛知県の他の組合からの意見書の中で酒精 (アルコール) を添加物として使用している商品があることが判明。また、商品名が「八丁味噌」ではなく「○○八丁」も含まれていることが判明
平成 31 年 2 月 1 日	地理的表示保護法改正により、GI 制度に入っていない岡崎 2 社の「八丁味噌」先使用権の期限が 7 年に限定
平成 31 年 3 月 4 日	農林水産省の弁明書と愛知県の他の組合からの意見書に対する反論書のやり取りが終了
現在～	今後、行政不服審査会に諮問が行われ、行政不服審査会の答申を経て裁決がなされる予定